

議案第 1 号

いくの地域自治協議会規約の一部改正について

平成 21 年 5 月 30 日提出

いくの地域自治協議会  
会長 小路 陽司

いくの地域自治協議会規約の一部を次のとおり改正する。

第 7 条第 2 項中「総会において選出する」を「運営委員会で選出し、総会において同意を得る」に改める。

第 10 条第 1 項中「運営委員会」の右に「役員会、」を加える。

第 11 条第 6 項第 3 号中「選出」を「同意」に改める。

第 13 条を第 14 条とし、第 14 条から第 18 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(役員会)

第 13 条 役員会は、運営委員会に諮るべき事項及び協議会運営にかかる簡易な事項について審議決定し、運営委員会に報告する。

2 役員会は会長、副会長、事務局長により構成する。

附 則

この規約は、平成21年 4 月 1 日から施行する。